

日本音楽芸術マネジメント学会 第3回研究大会要旨集

日程 2010年11月13日(土)

会場 武蔵野音楽大学 江古田キャンパス

プログラム

9:20-	【受付】		
	会場 A 4階 490 教室	会場 B 4階 491 教室	会場 C 4階 492 教室
9:50 10:30	【研究報告 A1】 石田 麻子 作品委嘱からみた日本のオペラ 制作の変容に関する一考察	【研究報告 B1】 山田 真一 オーケストラ組織のシカゴ・モデル の成立とその影響	【研究報告 C1】 長谷川 慎 大学・地域連携における伝統邦 楽の可能性と課題
10:35 11:15	【研究報告 A2】 梶田 美香 アウトリーチの教育的効果 —創作の実践を通して—	【研究報告 B2】 赤木 舞 オーケストラの効果的運営のあり 方に関する一考察 ～米国におけるホール・地域との連携を中 心として～	【研究報告 C2】 角 美弥子 無形の文化財に係る有形文化財 としての楽器の音を含めた保存の 現状について
11:20 12:00	【研究報告 A3】 佐藤 良子 「創造型音楽ホール」の企画制作 部門を担う人材の育成方策につ いての視点	【研究報告 B3】 小島 レイリ・赤木 舞 米国の音楽大学における地域コミ ュニティ活動カリキュラム —キャリア育成との関わりについて—	【研究報告 C3】 福田 裕美・角 美弥子 「無形の文化遺産」の記録保存に 関する一考察 ～無形文化財としての伝統芸能と無形民 俗文化財としての民俗芸能の記録保存の 現状から～
12:05 12:45	【研究報告 A4】 中山 欽吾 我が国における国内共同制作の 実践に基づくオペラ制作戦略の モデル化	【研究報告 B4】 小島 レイリ 大型芸術機関の運営に関する研究 —日米比較を通して—	【研究報告 C4】 井手 詩織・福田 裕美・芦川 紀子 地域の文化資源を活用した企画 の意義と可能性 —糸島市誕生記念式典『異都(いと)ジャ ズフェスティバル』を事例として—
昼食 …希望者に弁当をご用意いたします(700円、要事前申込)			
13:30 15:00	【特別講演】(会場 A 4階 490 教室) 第三次文化芸術振興基本方針の策定に向けて 講師 小松 弥生 司会 池田 温		
15:10 15:50	【研究報告 A5】 関 鎮京・山崎 奈々 「札幌市民芸術祭」と「さっぽろア ートステージ」の役割に関する一 考察	【現場レポート】 稲田 祐志 演奏会を通しての地域のホール 紹介 ～生徒と地域音楽家の交流の場～	会場 D 2階 290 教室
15:55 16:35	【研究報告 A6】 関 鎮京 政令都市における芸術文化支援 行政の構造分析及び課題	里神 大輔 東京文化会館大ホールにおける 利用調整 ～多くの魅力的な公演を実現するために	【ミニ・シンポジウム】 民俗芸能公演の企画制作について ～現場から見た現状と課題～ パネリスト 菅原 晃 中坪 功雄 松田 満夫 モデレーター 中川 俊宏 コーディネーター 福田 裕美 (16:30 終了)
16:40 17:20	【研究報告 A7】 中川 俊宏 公立文化施設における指定管理 者制度分離委託方式の有効性に ついて	谷本 裕 「大阪クラシック」の5年 (16:50 終了)	
17:30-	【懇親会】 8号館 1階 教職員室		

■特別講演趣旨

特別講演 13:30～15:00 会場 A	第三次文化芸術振興基本方針の策定に向けて 講師 小松 弥生 文化庁文化部長 司会 池田 温 武蔵野音楽大学
-----------------------------	--

現在、文化庁の文化審議会文化政策部会は、第三次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(以下「第三次基本方針」という)の策定に向けて急ピッチで審議を行っている。去る6月7日付けで公表した「審議経過報告」では、舞台芸術、メディア芸術・映画、美術、くらしの文化及び文化財の5分野について重点施策を取りまとめ、夏のパブリック・コメントを経て、9月29日から審議を再開し、本年中には最終報告を取りまとめる予定となっている。また、「審議経過報告」に盛り込まれた施策の一部については、平成23年度の概算要求にも反映されているところである。

本特別講演では、文化庁の小松弥生文化部長をお招きし、当日までの審議会の審議状況とその内容、及び、答申を経て第三次基本方針として策定されるまでのスケジュールについてお話しください。また、平成23年度概算要求における舞台芸術関連の全般的な内容のほか、とりわけ今回、既定事項を整理統合して組替計上された「舞台芸術創造力向上・発信プラン」に関して

は、「トップレベルの芸術団体、劇場・音楽堂からの創造発信」、「地域中核劇場・音楽堂からの創造発信」及び「日本版アーツカウンシルの試行的導入」の3つの事項それぞれについて、従来の施策との異同も含め、その基本的な考え方と具体的な内容を述べていただくこととする。

その上で、会場からの質疑にも応じていただく予定である。ただし、第三次基本方針の審議はこの時点でまだ継続中であり、また、概算要求も政府原案として決まるのは年末まで待たなければならない。従って、応答が困難なことも予想され、そのような場合は質問者にご寛恕願いたい。可能な限りご対応いただくこととして、会場との双方向による実のある時間を本特別講演の最後に設ける。

■発表要旨 (午前・会場 A)

研究報告 A1 9:50～10:30 会場 A	作品委嘱からみた日本のオペラ制作の変容に関する一考察 石田 麻子 昭和音楽大学舞台芸術センター
-------------------------------	---

我が国では、オペラ制作は、歴史的に主として民間団体によって行われてきた。そのために、海外では都市文化の中核となる劇場が果たしているオペラ制作の役割は、上演に向けた制作過程で必要となる多くの機能を補完する形で、舞台上演が行われるたびに、複数の機関が、その都度役割を分けつつ担ってきた。

本研究は、こうした我が国におけるオペラ作品創造の歴史的経緯を改めてここで検証し、その上で特に社会的な状況変化と創作活動の関連性を明らかにしようとする研究の過程を、特に1980年代を中心としつつ報告するものである。1980年代はそれまで行われてきたオペラ制作の在り方が地域をキーワードにした創作活動へと移行していく時期に当たると考えられるため、当時のオペラ創作と文化政策との関係性を詳細に検証することで、現在のオペラ制作の在り方を考える起点になると考える。研究を実施するにあたり、日本の文化政策における現代舞台芸術振興

施策のうち、オペラ作品の創作委嘱と、その上演活動形態に焦点を当て、以下の3つの点について明らかにする手法をとる。すなわち、第一点目は日本の文化政策における創作活動の位置づけ、第二点目は創作活動と上演環境整備との相互関連、第三点目は作品の創作と上演における主体性の確保の在り方である。これらに関して、我が国の文化政策および社会環境の変化をとらえつつ明らかにすることで、最終的に今後の新しいオペラ作品の創作活動とそのため支援の在り方に関する指針を示せると考えている。本報告では、特に1980年代に至るまでのオペラ制作の歴史を読み解くことにより、オペラ作品の委嘱状況とその後の創作委嘱に与えた影響に関して考察して、今後の研究につなげたい。

なお、本研究は科研費(21520167)の助成を受けたものである。

研究報告 A2 10:35～11:15 会場 A	アウトリーチの教育的効果 一創作の実践を通して一 梶田 美香 名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士後期課程
--------------------------------	--

学校へのアウトリーチ活動が活発に行われるようになってから既に10年余が過ぎた。殊に小学校における実践は数多く、教科を超えた学びを目指し、また子どもたちの文化芸術体験の充実を目的として活発に行われている。内容は、コンサートとワークショップで構成されるものが多く、子どもたちの聴きやすい作品の演奏や楽器紹介、楽器体験などのワークショップが行われ、より身近な存在として子どもたちに音楽芸術を感じてもらえるような内容が提供されている。

報告者はアウトリーチが上記のような効果のみならず、音楽科教育にも有効に機能すると期待し、2009年5月より2010年3月まで名古屋市内のX小学校において、音楽科授業の枠組みを活用して年間7回のアウトリーチを実施した。とかく受動的と言われる鑑賞の授業に、子どもたちが能動的に取り組めるようにすることを目的として、実践では子どもたちの自由な感じ取りを尊重することを第一義とした。

しかし、音楽科教育は鑑賞領域と表現領域(歌唱、器楽、音楽

づくり)に大別されており、ワークショップを盛り込むといえども、鑑賞プログラムのみ提供では、音楽科教育に役立つアウトリーチとして十分とは言えない。そこで、報告者はX小学校における実践において創作も取り上げ、音楽授業全般において機能できるアウトリーチを試みた。その結果、創作への興味の広がりや自作への愛着、自作演奏への積極的な態度等様々な音楽教育としての効果と、作品発表会の際のクラスの共同体としての意識の

向上や子どもたち同士の助け合い、発表会のための多様なアイデアの創出等、音楽科教育にとまらない変容が見られた。

本発表では映像による作品発表会の報告と実際に完成した楽曲の楽譜を提示し、鑑賞にとまらない、学校へのアウトリーチの新たな可能性を見出す一助としたい。

*本実践は、名古屋市立大学芸術工学部水野みか子教授の協力のもとに行われた。

研究報告 A3 11:20~12:00 会場 A	「創造型音楽ホール」の企画制作部門を担う人材の育成方策についての視点 佐藤 良子 昭和音楽大学 連携ルーム
--------------------------------	---

わが国では従来、文化施設の運営に当たる専門的な人材の必要性が指摘されてきた。一方、近年、舞台芸術を担う人材の育成が喫緊の課題とされ、特に「アートマネジメント人材」については、平成19年度文化庁文化審議会文化政策部会における審議経過報告「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」において、その育成方策が課題となった。このような背景のもと、本報告では文化施設、特に「創造型音楽ホール」の企画制作部門を担う人材の育成方策についての視点を示すことを目的とする。

現状においては、人材の育成に向けた取り組みとして、OJT、現職者研修、大学等における教育が行われているものの、整備されているとはいえない。そこで、育成方策の検討にあたって、組織における人材の役割や専門性を明らかにする観点から、本

報告では兵庫県立芸術文化センター、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール、石川県立音楽堂を事例とする「創造型音楽ホール」の企画制作部門を担う人材が果たす機能及び組織における階層別の役割を分析する。これにもとづき、求められる人材や組織のあり方、教育研修内容、育成に必要な支援等、育成方策についての視点を明らかにするとともに、課題と改善策を考察する。

「アートマネジメント人材」は、多様な役割が求められ、かつ実際の業務も多岐にわたることから、育成の方向性を定めることは容易ではない。一方劇場・ホール等においては創造機能の向上が求められていることから、本報告においてこれを担う人材の実態と育成に関する課題を検討することにより、人材の育成に向けた取り組みの進展に資することが期待される。

研究報告 A4 12:05~12:45 会場 A	我が国における国内共同制作の実践に基づくオペラ制作戦略のモデル化 中山 欽吾 財団法人東京二期会
--------------------------------	--

国内共同制作とは、独自にオペラの制作を行っている、若しくは行ったことがある劇場と、劇場を持たないオペラ制作団体、オーケストラなどの芸術団体が共同でオペラの制作上演を行うことをいう。この基本的な組み合わせによると、劇場と制作の合体による完成度の向上や、オペラ制作経験のない劇場が参加すると、単独では不可能な規模と内容のオペラ公演を経験することが可能となる。文化庁が『文化庁芸術創造活動重点支援事業』(「舞台芸術共同制作公演」として、平成19年度からプログラム化したの

で、その存在はすでに広く知られるところとなった。

実施に移す過程で、様々な問題が発生することが想定されたが、それを各団体の努力によって解決できれば、単独では為し得ない成果が生まれる。本報告ではその国内共同制作を2度にわたって異なるパートナーと行った唯一のオペラ団体の視点から、その成功に至るプロセスを報告し、プログラムの持つ重要な意味、克服すべき問題点等を明らかにし、オペラ制作戦略のモデル化を試みた。

■発表要旨 (午後・会場 A)

研究報告 A5 15:10~15:50 会場 A	「札幌市民芸術祭」と「さっぽろアートステージ」の役割に関する一考察 関鎮京 ¹⁾ ・山崎奈々 ²⁾ ¹⁾ 北海道教育大学岩見沢校芸術課程芸術文化コース、 ²⁾ 北海道教育大学大学院教育学研究科音楽教育
--------------------------------	---

札幌に「市民参加」を目的とする芸術文化フェスティバルは、札幌市民芸術祭と札幌アートステージがある。

札幌市民芸術祭は、1947年に開催した「市民美術展」が発端となり、形態の変化を伴いながら1973年に「札幌市民芸術祭実行委員会」が発足したことでスタートした。市民の芸術文化活動を応援するため、音楽・演劇・舞踊・美術・文学等の各分野の創造発表活動を取り上げ、公演・発表への直接参加と、鑑賞者としての参加を呼びかけながら、年間を通して10事業を行っている。

一方、札幌の文化月間と定めた11月に「アートの入り口」というコンセプトで2005年に初めてさっぽろアートステージが始まった。市民参加のもと札幌の街をアートで盛り上げることが目的である。事業内容は音楽部門、美術部門、舞台芸術部門、学生音楽部門の4部門に分かれており、部門ごとに個々のプログラムが展開されている。11月一ヶ月間に限って多様なプログラムが同時多発的に開催される。

この2つのフェスティバルの共通点として、①札幌市の芸術文

化事業として位置づけられて助成金をもらっている。②複数ジャンルの事業をフェスティバル形式でひとつの事業として行っている。③事業に対する札幌市民の関わりに比重が置かれている。④各部門の事業内容に独自性が強く縦割りの企画が多いことが挙げられる。

ところが、2005年度から2009年までの集客を比較すると、札幌市民芸術祭の市民鑑賞率は44%が減り、市民参加率も11%減少しているが、さっぽろアートステージの参加団体は28%増加し、

観客動員数も27%増加している。札幌市民芸術祭は市民発表形式の公演・展示と文化施設中心の会場など毎年変わらない内容であるが、アートステージは各部門内での企画に柔軟性が認められているため、開催場所が46%増加しているなど事業の拡大傾向が見受けられる。

本研究では、この2つのフェスティバルのマネジメントに着目し、相互の役割や意義について考察した上、課題について述べる。

研究報告 A6 15:55~16:35 会場 A	政令都市における芸術文化支援行政の構造分析及び課題 関 鎮京 北海道教育大学岩見沢校芸術課程芸術文化コース
--------------------------------	---

文化政策における発現形態は、設置者行政、支援行政、保護行政であり、民間芸術団体や芸術家に対する支援行政は、自治体ごとの財政状況とその地域特性を生かした形で進められている。

現在、政令都市の支援行政を構造化し分析すると、プログラムの位置づけが「芸術の伸長」よりは「裾野の拡大」に偏重している傾向が多く見られている。また、事業の方向性が不明確なことが問題点であるが、それは支援目的が抽象的であり、さらに支援対象も幅広くしているからだと考えられる。また、筆者が研究した「札幌市の音楽政策における支援行政の在り方」では、札幌市も創造活動への支援が非常に少ないのが問題であることを指摘したが、それはほとんどの政令都市の支援行政に共通していることであると見られる。

しかし、このような状況の中で横浜市は支援行政助成事業のプログラムを多様化し、直接支援に止まらず公共サービスの領域ま

で拡大している。支援行政の組織を2分化し、固定事業は横浜市の本庁が、可変事業は支援行政の専門組織「アーツコミッション・ヨコハマ」が行っている。国内初の先駆的芸術活動助成プロジェクト「アーツコミッション・ヨコハマ」は「創造活動の支援」と「拠点づくりの支援」を支援行政のミッションとして掲げ、支援事業を展開している。様々な創造活動を繰り広げる人たち(創造の担い手)をサポートすることを目的とし、アーツコミッション・ヨコハマ相談窓口、芸術不動産、アートデータベース、アーティスト・イン・レジデンス、明日の担い手育成事業等を行っている。これらは①創造活動の中核を担っている芸術家に焦点が当てられていること、②芸術家のニーズにきめ細かく対応していることが特徴である。

本研究では、政令都市の支援プログラムを構造化し分析した上、支援行政の問題点を把握する。そして横浜市の支援行政のプログラムを事例として取り上げつつ支援行政の在り方について論じる。

研究報告 A7 16:40~17:20 会場 A	公立文化施設における指定管理者制度分離委託方式の有効性について 中川 俊宏 武蔵野音楽大学
--------------------------------	---

地方自治法の一部改正にともなって導入された「公の施設」の管理に関する指定管理者制度は、劇場・音楽ホール等の公立文化施設においても徐々に定着しつつあるが、当初から指摘されていたさまざまな問題は解決されることなく、個々の施設における個別の事情は多様であるものの、概して芸術創造の現場におけるくびきとなっているのが現状である。

本研究においては、指定管理者制度の抱える課題の一つである(管理経費節減)と(サービス向上)の同時達成という観点から、管理系統の業務と芸術創造系統の業務を別の団体に委託する方式の有効性について論考する。まずは、指定管理者制度の本来の目的を再確認する中で、文化施設の業務を施設管理系統

の業務と芸術創造系統の業務に分類して整理する。また、これを分割して個別に外部委託することの意義や期待される成果について考察していく。

その際、東京都練馬区において実際に採用されている方式をモデルケースとして検証し、同区における分離委託方式の成果や、それが成立している条件等について確認する。

さらに、分離委託のデメリットとされる事項についても考察し、今日、経営の効率性と事業の質の維持・向上というトレードオフを余儀なくされている公立文化施設における指定管理者制度の実施方法の一つとして、管理と創造を分離して委託する方式に期待しうる有効性や課題について考察する。

■発表要旨（午前・会場 B）

研究報告 B1 9:50~10:30 会場 B	オーケストラ組織のシカゴ・モデルの成立とその影響 山田 真一 文化創造研究所
-------------------------------	--

シカゴ交響楽団は 1891 年に設立されたプロのシンフォニー・オーケストラだが、それまでの米国オーケストラとは、全く違う形態で設立されていた。このオーケストラは、街の芸術文化を担う団体として、それまでの音楽関係者中心の団体とは違い、音楽関係者以外の有志が中心となり誕生した。

シカゴ交響楽団は、クラシック音楽演奏家やクラシック音楽愛好家のための演奏組織として単独で設立されたのではなかった。この組織は、シカゴ市民が地域社会の文化に何が必要かという

議論をしていく過程で生み出され、その過程で係わった諸組織に共通する形態として、シカゴ交響楽団というそれまでとは異なる形態のオーケストラ組織が誕生したものだ。以降、アメリカでは、このシカゴ・モデルが全米に広がる。

本発表では、このシカゴ・モデルがどのような経緯を整理し、その背景に存在した地域社会の姿と市民のあり方を探索し、シカゴ交響楽団の設立に係わった人々、彼等が意図したオーケストラのあり方、そして、その社会的、文化的影響を考察する。

研究報告 B2 10:35~11:15 会場 B	オーケストラの効果的運営のあり方に関する一考察 —米国におけるホール・地域との連携を中心として— 赤木 舞 昭和音楽大学
--------------------------------	---

プロオーケストラは、演奏レベルの向上はもちろんのこと、財政面や聴衆獲得等の面で常に様々な課題を抱えている。現状の改善には、安定した活動の基盤構築が不可欠であり、活動の本拠地となるホールとの提携、また立地する地域の支援を得ることが、現状改善の第一歩であると考えられる。本研究は、プロオーケストラの効果的な運営に関し、「ホールとの提携」および「地域との連携」に着目し、米国の事例をもとに考察するものである。

米国のプロオーケストラの中から、2 つの異なるタイプの事例（地方都市オーケストラである「ヴァージニア交響楽団」と、国内トップクラスのオーケストラである「クリーヴランド管弦楽団」）を取り上げ、ホールとの提携、地域との連携について焦点を当て現状分析を行う。さらに、それぞれの楽団が展開する新規拠点事業

開拓や、地域との連携関係と密接に関連するファンレイジング、広報宣伝とプロモーション、教育プログラムや地域プログラム等における新しい戦略について、その成果と課題を検証する。

プロオーケストラが、単独による活動にとどまることなく、公共ホールとの提携関係、地域との連携関係を構築することは、その効果的運営に資するとともに、ホールや地域にとっても裨益するところが大きく、それぞれに相乗効果を生むと考えられる。近年、わが国においても、オーケストラとホールのフランチャイズ契約や、地域との連携が見られるようになった。本研究は、米国の事例の検証をふまえ、わが国のプロオーケストラの今後のあり方にどのように応用できるか、その可能性についても探る。

研究報告 B3 11:20~12:00 会場 B	米国の音楽大学における地域コミュニティ活動カリキュラム —キャリア育成との関わりについて— 小島レイリ ¹⁾ ・赤木舞 ²⁾ ¹⁾ 東京音楽大学 ²⁾ 昭和音楽大学
--------------------------------	---

米国の音楽大学による地域コミュニティ活動いわゆるアウトリーチ活動は、大学の地域に対するアカウンタビリティや社会責任への対応としてのみならず、公立学校のシステムにおける芸術教育の欠如などから発生した地域のニーズにより発展してきた。近年では、社会経済環境の著しい変化をふまえ、これらの活動を組織的かつ体系的にカリキュラムに組み込むことで、それまでの音楽大学のソリスト養成主義から専門能力の社会還元へとパラダイムシフトが見られると同時に、学生のキャリア育成の一環として、地域コミュニティ活動に取組む大学が増加している。

本報告では、米国の主要音楽大学において、地域コミュニティ活動がどのような枠組みでカリキュラムに導入され、キャリア育成に関連づけられているかを明らかにすることを目的としている。その上で、今後のわが国の音楽大学教育に適応できるかどうか、そのあり方について検証する。なお本報告は、文部科学省平成 21 年度大学教育充実のための戦略的支援プログラム選定「音楽系 3 大学による共同プロジェクト 音大連携による教育イノベーション 音楽コミュニケーション・リーダー養成に向けて」における研究の一環である。

研究報告 B4 12:05~12:45 会場 B	大型芸術機関の運営に関する研究 一日米比較を通して 小島 レイリ 東京音楽大学
--------------------------------	---

日本では近年、大規模な舞台機構を備え、複数の劇場・ホールを併設する大型芸術機関が多く建設されている。これらの機関は、1970-80 年代の「箱物行政」への反省として、ソフト整備重視の流れの中で設立されたこともあり、自主制作を核とした公

演事業に力が入られている。既存の議論では、ミッションを持ち、事業形態を確立させることこそ、芸術機関運営に必要なことで、特に創造の場としてソフト整備が進むことが、運営状況の健全化につながるとされてきた。しかしながら、実際は、運営の健

全化はおろか、事業、運営の両面で問題を抱え、成長は頭打ちとなっている。本報告は、これらの大型芸術機関に解決策を提示すべく、米国内外より芸術機関運営モデルとして高い評価を得ている J・F・ケネディ舞台芸術センターの運営実態を調査・分

析し、それに匹敵する新国立劇場との比較を行うことにより、今後の日本におけるよりよい大型芸術機関運営の在り方について考察するものである。

■現場レポート要旨（午後・会場 B）

現場レポート(1) 15:10~15:40 会場 B	演奏会を通しての地域のホール紹介 ～生徒と地域音楽家の交流の場～ 稲田 祐志 政策研究大学院大学
----------------------------------	--

兵庫県川西市のみつなかホールは、地域の音楽交流の場になっている。ホールは音楽家や芸術団体の発表の場であるとともに、音楽を通じた、地域の生徒たちとの交流の場でもある。川西こころ街シリーズとしての、川西音楽家協会の定期演奏会は、

地域の音楽づくりの素晴らしい例であった。音楽演奏会における演目の創作と、そこからの観客育成について、地域の音楽家の協会、川西音楽家協会の演奏会を通して報告する。

現場レポート(2) 15:50~16:10 会場 B	東京文化会館大ホールにおける利用調整 ～多くの魅力的な公演を実現するために 里神 大輔 東京文化会館(公益財団法人東京都歴史文化財団)
----------------------------------	---

東京文化会館は 1961 年の開館以来、日本のクラシック音楽・オペラ・バレエ等舞台芸術の中心地として、現在に至っている。近年では、オーケストラ公演は公演回数が減少、また、オペラやバレエのプロダクションの大規模化に伴い、大ホールでは国内外のトップクラスのオペラとバレエ公演が中心となっている。

ホールは休館日を除きほぼ毎日利用されており、公演数は年間 200 回前後となっている。日数の割に公演回数が少ないのは、オペラやバレエの仕込やリハーサルとして使われる日があるためである。公演回数はオペラが約 60 回、バレエが約 70 回、コンサートが約 50 回、その他の催物が約 20 回である。

一つでも多くの素晴らしい公演をお客様にご覧頂くために不可欠なのは、ホールの日程調整である。オペラやバレエの場合、非常に短いものだと貸出日数 1 日ということもあるが、基本的には 4 日から多くて 20 日程度の貸出となる。また、条例により定められているホールの使用申請は 1 年 6 ヶ月前であるが、現実に

は、それよりも早い段階で会場を押さえる必要がある。これは、主催者と国内外のカンパニー、アーティスト、スタッフとの交渉や契約において、会場の確保が必須であり、1 年 6 ヶ月前からの調整では遅すぎるためである。

そのため、主催者(実演団体や音楽事務所等)と連絡を密に取り、必要な日程を確保し、常にホールが稼働している状況を作り上げていく。会館としては、5 年後を見据え、調整を行っている。

また、基本的に 1 日の空き日も発生しないように調整を行っていくが、そのために必要なこととしては、徹底した情報収集とコミュニケーションが挙げられる。情報収集は、公演の実現性の確認、各音楽事務所所属アーティストの動向、当館における過去の公演実績などを確認することが挙げられる。また、最終的には 1 日単位での調整となるため、主催者との緊密なコミュニケーションが必要となる。

現場レポート(3) 16:10~16:40 会場 B	「大阪クラシック」の5年 谷本 裕 ザ・フェニックスホール/京都市立芸術大学音楽学部
----------------------------------	--

「大阪クラシック」は、大阪・関西を代表する夏の文化イベントである。大阪の町を代表する目抜き通り・御堂筋や、中之島地区沿いに立地するオフィスビル、商業施設やカフェなどを会場に 1 週間、比較的短時間の室内楽公演を終日、多くは入場料無料で連続して演奏する。これが事業の主軸である。主催は、大阪フィルハーモニー交響楽団や大阪市役所などでつくる実行委員会。同楽団音楽監督の大植英次氏のプロデュースする音楽祭として 2006 年に始まり、今年 2010 年は 5 回目の節目となった。出演者は、同楽団員のアーティストが主体。楽団員は、手弁当で演奏に携わっている。公演を受け入れる側の企業や店舗の社員、従業員などもボランティアでこの企画を支えてきた。入場者数は、当

初の約 2 万人から 5 万人へと倍増しており、市民の間に定着しつつあるように思われる。「市民に気軽に音楽に親しんでもらい、御堂筋などに人の流れと賑わいをつくり出す」という音楽祭の狙いは、どう実現されているか。また、多くの音楽事業者がひしめく大阪の音楽界の中で、この音楽祭はどのような位置を占めているか。さらに、「節目」の年を迎え、どのような課題を抱えているのだろうか。歩みを振り返り、考察する。著者は御堂筋沿いの音楽ホール「ザ・フェニックスホール」のスタッフとして、この音楽祭の一端に触れてもいる。地域の音楽の「現場」に身を置く者の観点を交える一方、この音楽祭を取り巻く人々の意見も踏まえて実情を発表し、今後の姿を考えてみたい。

■発表要旨（午前・会場C）

研究報告 C1 9:50～10:30 会場 C	大学・地域連携における伝統邦楽の可能性と課題 —市民調査の分析から— 長谷川 慎 東京藝術大学
-------------------------------	---

東京藝術大学では、平成 18 年度より足立区との連携事業として区内の小中学校に対し、卒業生を中心とした音楽家を派遣しての鑑賞会、ワークショップ、部活動補助、授業指導補助といった音楽教育支援活動を展開している。

本発表においては、特に伝統邦楽公演に関する事業について、邦楽公演が持つ音楽教育的意味、内容の詳細、学校側と演奏者とのかかわり等についてコーディネーターとしての立場から報告する。

研究報告 C2 10:35～11:15 会場 C	無形の文化財に係る有形文化財としての楽器の音を含めた保存の現状について 角 美弥子 政策研究大学院大学文化政策プログラム
--------------------------------	--

無形の文化財を保存・継承する上では、その技とともに、それを支える有形無形の文化財があることは無視できない。無形の文化財である芸能の継承においては有形の楽器が必要とされる場合が多い。確かにそれ自身も有形の文化財となるが、楽器が博物館等の資料として所蔵される場合、単独の歴史資料としてまたは美術品として所蔵されていることがほとんどで、本来の「音を出す」という目的には注意を払われないことが多かった。博物館は基本的に有形の文化財(資料・史料)を収集し、保管し、研究するところであるから(アーカイヴを収集する館もあるがその媒体は有形である)、当然有形の文化財に対しての保存方法はある程度確立されているものとする。しかしながら、楽器という有形の文化財は、それだけで完結するものではなく、本来は音を出すことが第一義であり、それを目的として作られたことを考えれば、本来はその音をこそ何らかの手法を持って保存すべきではないだろうか。当然のことながら、その楽器が楽器として出せ

る最良の音、楽器が本来持っていた音を特に古い楽器は現在の状態で出せるとは限らない。だが、それらの楽器の音を実際に聞くことができないということは、その史料の価値は理解できても楽器を 100% 調査したとは言いがたいのではないかと考えられる。

そこで、楽器を有形文化財と無形文化財をつなぐ、その中間地点の文化財として捉え、その保存方法を考える必要があると思われる。その本来の目的である音、また「音を発する」という性質を保存の項目としてどのように取り扱うか、無形文化財を支える楽器の保存方法を検討したいと考えている。

今回は、特に楽器を保存している博物館を調査し、その現状を報告する。尚、この発表は平成 22 年度科学研究費補助金による研究の一環であり、今後 3 年にわたって研究する上での一つの布石となり、最終的には楽器の保存方法の雛形を提供する予定である。

研究報告 C3 11:20～12:00 会場 C	「無形の文化遺産」の記録保存に関する一考察 ～無形文化財としての伝統芸能と無形民俗文化財としての民俗芸能の記録保存の現状から～ 福田 裕美 ¹⁾ ・角 美弥子 ²⁾ ^{1)九州大学、2)政策研究大学院大学}
--------------------------------	---

平成 21 年 9 月、ユネスコ無形文化遺産保護条約第 1 回「代表一覧表」に、日本の重要無形文化財および重要無形民俗文化財から 13 件の記載が決定した。平成 13 年～平成 17 年に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された「能楽」「人形浄瑠璃文楽」「歌舞伎」は既に同一一覧表に統合されていることから、この新たな記載によって、日本については合計 16 件が無形文化遺産に登録されたことになる(平成 22 年 8 月末日現在)。

これらの無形文化遺産登録は今後も引き続き毎年行われ、これと並行して具体的な保護内容についても国際的な議論が今後ますます活発化することが予想される。一方で我が国においては昭和 25 年の文化財保護法制定以降、世界に先駆けて無形の文化財に対する保護が開始され、長きに亘り記録作成等の具体的な保護措置が講じてきた歴史があることから、こうしたユネスコの無形文化遺産に係る国際的な動きの中で、我が国が果たす役割は大きいと考える。

発表者はそれぞれ、角が「無形文化財としての伝統芸能の記録保存」について、福田が「無形民俗文化財としての民俗芸能の記録保存」について、これまで本学会研究大会において発表を行ってきた(角:第 2 回研究発表「無形の文化財としての芸能の保存・継承における記録保存の方法について」/福田:第 2 回研究発表「民俗芸能の記録保存に関する一考察」)。無形文化財と無形民俗文化財は、同じ「無形の文化財」であっても文化財としての歴史や法制度上の扱い、またそれを体現・継承するいわゆる「保持団体」の立ち位置は厳密には異なっている。

そこで本発表では、これまでの各自の研究成果を踏まえながら、「無形文化財としての伝統芸能」および「無形民俗文化財としての民俗芸能」の記録保存に関し、法制度や歴史の変遷、また昨今の事例の提示・比較等を通し、上記の国際的な動向も視野に入れた「無形の文化遺産」としての記録保存のあり方について考察を行う。

研究報告 C4
12:05～12:45
会場 C

地域の文化資源を活用した企画の意義と可能性

—糸島市誕生記念式典『異都(いと)ジャズフェスティバル』を事例として—

井手 詩織・福田 裕美・芦川 紀子 九州大学大学院ホールマネジメントエンジニア育成ユニット

地域に広がる劇場・ホールを有効活用する為には、幅広い知識と能力を持った専門職だけでなく、それら専門職間の調整統括をする役割の人材が必要である。そのような人材を育成するため、音響設計学科を有し“響き”の観点から劇場・ホールの建設へ貢献してきた九州大学大学院芸術工学府では、科学技術振興調整費:地域社会再生人材育成拠点形成プログラムのひとつとして、2008年4月に「ホールマネジメントエンジニア(HME)育成ユニット」を開設した。その教育カリキュラムの一環である「ホールマネジメントプロジェクト」において発表者が企画・運営に携わった「糸島市誕生記念式典『異都(いと)ジャズフェスティバル』～都を異にする楽器と神楽の競演～」について事業の紹介・報告を行なう。

本企画は、2010年1月1日に福岡県の西部に位置する旧前原市・志摩町・二丈町の3市町が合併し、糸島市が誕生したことを記念して実施したものである。糸島地域は古代伊都国として栄え

た地であり、歴史的にも大陸文化との交流地点としての意味合いを持つ。また、糸島市には県指定無形民俗文化財である「高祖神楽」と市指定無形民俗文化財である「福井神楽」の2つの神楽があり、3地域で大切に奉納されている。このような背景から、〈ジャズ〉を中心に、糸島に残るこれら2つの〈神楽〉と現在友好都市としての関係も深めている中国や韓国の〈都を異にする楽器〉との競演を企画のテーマとした。

市町村合併に伴う一般的な懸念事項のひとつとして、地域コミュニティ、歴史、個性、文化の喪失があげられる。新市の誕生を多様な音楽で祝うとともに、糸島地域における伝統や文化の継承、発展を促すことを目的とした合併記念式典としての本公演に対し、本発表では、特にジャズ公演に“神楽”を取り入れた点について、アンケートやヒアリングをもとに検討し、その意義と可能性を評価する。

■ミニ・シンポジウム趣旨（午後・会場D）

ミニ・シンポジウム
15:10～16:30
会場 D

民俗芸能公演の企画制作について ～現場から見た現状と課題～

パネリスト	菅原 晃	財団法人北上市文化創造理事長／鬼柳鬼剣舞庭元
	中坪 功雄	社団法人全日本郷土芸能協会常務理事
	松田 満夫	歌舞劇団「田楽座」
モデレーター	中川 俊宏	武蔵野音楽大学
コーディネーター	福田 裕美	九州大学

日本で民俗芸能が公開される場合は、その芸能が継承されてきた地域社会における祭りや行事等のほかに、多様な目的をもって開催される各種大会やイベント等があり、本シンポジウムで対象とする「民俗芸能公演」とは後者における公演活動を指す。

こうした「民俗芸能公演」の歴史は、大規模なものとしては、大正14年に日本青年館において開始された「郷土舞踊と民謡の会」にまで遡り、その後今日に至るまで国の政策においては文化財保護や文化振興等、地域においてはまちづくりや観光、学校教育や生涯教育等とも密接な関係を保ちながら日本各地で開催されてきた。また長い歴史の中では万国博覧会等の各種国際交流行事への参加も多く、「民俗芸能公演」は国外にまで及んでいる。

今日、アートマネジメントに係る研究や人材育成が盛んに行われる中で、「民俗芸能公演」については、以上の長きに亘る多様な実績がありながら、これまでマネジメントの視点からその実情が語られることはほとんどなかった。しかし、こうした各地の芸能

は日本の文化的土壌を形作ってきた重要な一部であり、さらにその多様な公演活動が長い歴史を有して存在していることから、我が国におけるアートマネジメントのあり方を探る際に、これらの現状と課題を明確にする手続きを欠いたまま議論を進めることはできないと考える。また一方で、昨年9月にユネスコの無形文化遺産としてはじめて日本の民俗芸能が登録されたことを受けて、今後のユネスコの国際的な文化遺産保護をめぐる議論の中でも、我が国の「民俗芸能公演」の実績が果たす役割は大きいであろう。

本シンポジウムでは、各地で開催されている「民俗芸能公演」に対し、国内外で企画制作を行ってきた公益法人、民俗芸能を古くからその土地で継承してきた保存会、各地の民俗芸能を舞台創造の柱として全国に伝えてきた歌舞劇団の方々にご登壇いただき、現状についてそれぞれのご視点からご講義いただく。併せて会場からの質疑応答の時間も十分に取り、登壇者と会場との双方向の活発な意見交換の機会としたい。

8N

日本音楽芸術マネジメント学会 第3回研究大会要旨集

2010年10月18日(月)発行

お問合せ 日本音楽芸術マネジメント学会事務局

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-6 昭和音楽大学舞台芸術センター内

TEL 044-953-9858

FAX 044-953-6652

E-Mail jimukyoku@jasmam.org

URL <http://jasmam.org/>

* 研究大会ご参加の際には本冊子をご持参ください。